

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月12日
【会社名】	日本山村硝子株式会社
【英訳名】	Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山村 幸治
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西向島町15番 1
【電話番号】	(0 6) 4 3 0 0 - 6 0 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 荒木 陽一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号 新宿グリーンタワービル20階 (東京本社)
【電話番号】	(0 3) 3 3 4 9 - 7 2 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	広報部長 堤 勝則
【縦覧に供する場所】	日本山村硝子株式会社 東京本社 (東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号 新宿グリーンタワービル20階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社及び当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年6月11日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社のコアビジネスであるガラスびん関連事業は、国内需要が漸減傾向であることに加え、原燃料価格の高止まりや電力料金の高騰等が重なり、収益環境が急速に悪化しております。

そのため、生産体制の見直し等を図っているところですが、さらなる改善策として、平成25年6月11日開催の取締役会にて、当社及び連結子会社の硝子溶解窯の投資方針を戦略的に見直しする決議を行いました。

従来硝子溶解窯に関しては、定期修繕に備え、その見積額を次回の修繕までの期間に按分し、特別修繕引当金として計上しておりましたが、収益環境の変化を踏まえ、今後は原状回復のための定期修繕ではなく、エネルギー効率や生産効率の改善を企図した新たな溶解窯の構築が必要であると判断いたしました。

つきましては、従来の修繕処理を前提とした特別修繕引当金はその全額を取崩し、特別利益として計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成26年3月期第1四半期において、特別修繕引当金戻入額として、個別決算では3,373百万円、連結決算では3,541百万円を特別利益に計上する予定です。また、特別修繕引当金に係る繰延税金資産を個別決算・連結決算ともに679百万円取崩し、法人税等調整額として計上する予定です。

以上